

令和5年度 社会福祉法人 立正会

事業計画書

社会福祉法人立正会
特別養護老人ホーム敬愛園
敬愛園デイサービスセンター
グループホームけいあい
敬愛園老人介護支援センター
地域包括支援センター北上中央
養護老人ホーム北星荘
ケアハウス北星荘（短期入所事業含む）
北星荘デイサービスセンター
北星荘訪問介護事業所

〔1〕 令和 5 年度 社会福祉法人立正会 事業計画

1. 経営方針

新型コロナウイルスが令和2年1月に国内で初めて確認されて以来、4年目を迎えます。国並びに関係機関において、多様な課題に対し多角的な方策等講じた取り組みが進められております。

令和4年度 当立正会が経営する事業において、11月から12月そして翌年2月に利用者・職員が新型コロナウイルスに感染しました。敬愛園・北星荘とも感染の拡大防止等の取り組みを行うも、施設構造上、また生活介護面での業務対応のため、感染防止には限界がみられ、多数の利用者そして職員が感染する結果となりました。感染状況が収束するまで約一ヶ月を要し、この間職員には勤務変更や時間外勤務での協力、さらには在宅事業を一時休業し関係職員の応援を頂いております。

社会福祉法人を取り巻く環境として、我が国の社会保障制度の基本方針・団塊世代を含む高齢化を受けて、これまで同様①高齢者の安全・安心な生活およびその環境整備、②福祉・介護サービスの改革による生産性の向上、③労働環境整備に係る法律や働き方改革関連法の順次施行を踏まえ、さらなる人材確保・育成等への課題に取り組み、その使命・役割を果たしていくことが求められております。

当法人では利用者の処遇向上、安定した事業経営を掲げ、介護職員等処遇改善加算への対応や働き方改革関連法の順次施行を以て、然るべき対応を行ってまいりました。介護人材確保・不足の解消等の課題は解消されていない状況にありますが、事業計画等に沿って事業が進められたものと受け止めております。

2023年度は、第四次中長期経営計画の最終年として、これまでの4年間の中長期経営計画への取組内容を精査し、改めて当法人の理念を踏まえ、日々業務の充実を図り、社会福祉法人・介護保険施設等が地域共生社会の一員として、また、当法人の経営する事業が社会福祉の担い手としてサービスの質の向上に向けて不断の努力を行いつつ、さらに経営する事業者間の効率的な連携を図り、福祉・介護サービスを必要とする高齢者、地域住民だれもが安心して日常生活ができるよう事業を進めてまいります。

2. 令和 5 年度の重点目標

- 1) 社会福祉法人立正会第四次中長期経営計画（2019年度～2023年度）後期計画に基づき、中長期経営計画の最終年度として計画内容の着実な実践に取り組みます。併せて、必要に応じて計画の評価・見直等の検証に取り組みます。次年度に向けて、第五次中長期経営計画（令和6年度～10年度）の策定を行います。
- 2) 新型コロナウイルス感染症予防に関する対応等徹底し、円滑な事業実施に取り組みます。具体的には、前年度のコロナ感染状況を踏まえ、法人感染症対策委員会で予防及び感染対応に関する協議を行い、同時に関係機関との連携強化を図り、感染症予防等講じてまいります。
- 3) 社会福祉法人立正会組織規程に基づき、各事業間の連携並びに円滑な事業運営を推進します。法人ガバナンスにおいては、情報共有し対話を通じて意思決定する体制を築きます。
- 4) 北上市「第9次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」（令和3年～令和5年度）を受けて、福祉・介護サービスの質の向上に努めると共に、法人・施設各事業の効率的な経営を行います。
①介護保険報酬の動向に対応すべき事業毎の利用率（目標）を設定し、その利用率の達成に努めます。また、引き続き施設整備資金借入金償還については償還計画に基づき実行します。
②地域包括支援センター北上中央の担当地区（相去、鬼柳）の福祉等ニーズを踏まえ、その果たす役割・機能の充実に取り組みます。在宅サービス利用者の状況等に配慮し、当法人各事業所との連携を図り事業実施いたします。
③「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」については、利用者の動向を踏まえニーズに合った事業運営に取り組みます。
- 5) 法人事業全体に係わる福祉・介護サービスの質の向上に取り組みます。特に、利用者の増を図りつつ、通所事業におけるニーズに対応した体制・機能整備を行います。
- 6) 人材の確保・育成（養成）、介護職員の処遇改善、さらにはより一層の労働環境の整備に取り組みます。
①人材確保（特に介護、看護職員）について、引き続き職業紹介機関はじめ介護福祉士養成校等を訪問するなど積極的に取り組みます。
②令和6年度職員採用計画の立案と早期に募集等に取り組みます。

③立正会「職員キャリアパス実施要領」、「働き方改革」さらには「介護職員処遇改善特定加算」等を受けて、職員処遇改善や労働環境整備等を計画的に実践します。＝継続

- ・「職位」における給与表格付基準・対応等級基準等の具体化に取り組みます。
- ・初任給基準表の見直し、若手職員の処遇改善、定年再雇用者・パートタイム職員の職員処遇について、給与規定の改正、運用内規等の整備を図ります。
- ・準職員の処遇改善に取り組みます。(就業における見直しキャリアアップ助成金活用)
- ・公的資格(介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員、社会福祉主事、認知症ケア、医療的ケア等)取得の奨励・支援に取り組みます。
- ・事業所管理者、主任副主任、リーダー等の基幹職員の役割・目標を明確にし、育成に取り組みます。
- ・法人、施設企画研修及び外部専門研修を計画的に受講できるように取り組みます。

④労働環境整備関係規定に基づく各種ハラスメント対策の一環としての体制整備(規定、対応フローチャート、相談体制「相談窓口の設置」等)と職員への周知に取り組みます。

7) 法人財政基盤の強化・健全性を前提とした余裕資金の活用等についての研究と活用策の一つである運用等も進めてまいります。

8) 北上市社会福祉法人連絡会協働による地域公益活動へ参画し、社会福祉法人としての公益活動の使命の一端を担ってまいります。

3. 介護保険に係る各事業の円滑な推進とケアサービスの質的向上に取り組む。

● 居宅介護支援事業	= 敬愛園老人介護支援センター	(予防プラン含め概ね 220)
● 介護予防支援事業	= 地域包括支援センター北上中央	(プラン概ね 220)
● 通所介護事業	= 敬愛園デイサービスセンター	(定員 30 名/日)
〃	= 北星荘デイサービスセンター	(定員 25 名/日)
● 訪問介護事業	= 北星荘訪問介護事業所	
● 認知症対応型共同生活介護	= グループホームけいあい	(定員 9 名)
● 短期入所生活介護事業	= 特別養護老人ホーム敬愛園	(定員 19 名)
〃	= 北星荘短期入所事業	(定員 9 名)
● 介護老人福祉施設	= 特別養護老人ホーム敬愛園	(定員 60 名)
● 地域密着型介護老人福祉施設	= 地域密着型特別養護老人ホーム敬愛園	(定員 20 名)
● 特定施設入居者生活介護	= 軽費老人ホーム・ケアハウス北星荘	(定員 30 名)

4. 北上市及び市社会福祉協議会等との連携の下に、高齢者保健福祉サービスの推進に取り組む。

● 地域包括支援センター	= 地域包括支援センター北上中央	
● 福祉・介護相談・介護予防教室(等)	= 地域包括支援センター北上中央	
● 生活支援型デイサービス	= 敬愛園デイサービスセンター	
● 介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)	= 敬愛園デイサービスセンター	
〃	= 敬愛園北上南デイサービスセンター	
〃	= 北星荘デイサービスセンター	
● 短期入所(生活支援)サービス	= 養護老人ホーム北星荘	(定員 1 名/日)
● 養護老人ホーム	= 養護老人ホーム北星荘	(定員 50 名)

〔2〕 令和5年度 特別養護老人ホーム敬愛園 事業計画 (地域密着型特別養護老人ホーム敬愛園 事業計画)

1. 事業方針

- (1) 介護保険制度関係省令を踏まえ、指定介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設入所者施設として、業務体制の推進及び、サービス日課の適正な運営に努めます。
- (2) 利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように援助し、また、居宅生活への復帰を念頭に置いて、利用者および家族の希望にそった施設サービス計画の作成に努めます。
- (3) 福祉職員としての自己研鑽につとめ、学習・研修をつみあげ、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供できるよう努めます。
- (4) ユニットケアの理念に則り、施設としての体制確立を目指し、円滑な新規利用者受け入れと、業務の推進を図ります。
- (5) 社会福祉法人立正会・第四次中長期経営計画(2019年度～2023年度)後期計画に基づき、最終年度として取り組み、評価・見直し等を実施し、第五次中長期経営計画(2024年度～2028年度)の策定に繋げていきます。

2. 重点目標

生活介護	<ul style="list-style-type: none"> ● ユニットを中心とした業務体制の推進と、ユニットケアの理念に則り、ゆとりある生活を目指したサービス提供に取り組みます。 ● 24時間シート作成の取り組みを踏まえた、介護サービス計画の実践と定期的な見直し改善に取り組みます。 ● <u>ご家族との交流(面会、行事)について、感染症の予防に努めながら従前の取り組みについて見直しと検証を実施し、内容の充実を図っていきます。</u> ● 入所検討委員会の機能の充実を図り、利用者の計画的入所受入れを推進します。(入所率99%以上を達成できるよう取り組みます) ● 日常生活動作能力の維持・向上に向け、生活リハビリとしての援助に取り組みます。
看護・健康管理 感染症予防	<ul style="list-style-type: none"> ● ユニットを中心とした業務体制の推進と、健康な暮らしのサポート体制作りに取り組みます。 ● 医療的ケアと看取りケアの充実に取り組みます。(資格取得、定期研修、評価・改善) ● 日常生活動作能力の維持・向上に向け、生活リハビリとしての援助に取り組みます。 ● 新型コロナウイルス感染症予防に関する対応(適切なマスクの着用、手洗い、うがい、消毒の徹底、密の回避)を継続し、その他の感染症予防に努めます。
食生活	<ul style="list-style-type: none"> ● 個別希望を踏まえた、栄養ケアマネジメントの実践と定期的な見直し改善に取り組みます。 ● 業務日課の推進と、「食」の工夫・改善に取り組みます。 ● 衛生管理に努め、安全・安心な食事を提供します。
居宅介護サービス	<ul style="list-style-type: none"> ● 短期入所生活介護事業の円滑な推進のために、地域包括支援センター及び居宅介護支援専門員との連携を密にし、サービスの安定的な供給を図ります。(利用率80%以上を達成できるよう取り組みます) ● 短期入所生活介護利用者の個別援助計画の作成とサービス充実に努めます。
研 修 委 員 会	<ul style="list-style-type: none"> ● 運営基準に基づいた研修及び委員会を定期的開催します。 ● 施設内における実務研修等を計画的にすすめ、介護福祉施設職員としての知識と教養・技能向上の継続に努めます。 ● ユニットケア専門研修会への参加及び、資格取得等を促進します。(ユニットリーダー養成) ● 身体拘束等の適正化を図るため、指針に則り取り組みを推進していきます。
運 営 管 理	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護職員処遇改善計画の推進、並びに福祉人材(財)確保と養成に引き続き取り組みます。 ● 自然災害を含めた非常事態に備え、地域の防災協力体制及び、被災時対策を踏まえた、防災対策マニュアルに則り取り組みを推進していきます。 ● 利用者の家族や地域の関係機関・住民・ボランティア等との連携を図るとともに地域福祉向上を目的としたボランティア育成・発展に努めます。 ● 介護事故等に対して適切にリスクマネジメントの対応を実施するため、安全指針に基づいた取り組みを推進していきます。
経 営 管 理	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業計画の「目標と業務内容」に沿ったサービスの提供を実施します。 ● 事業所の定員・稼働状況を都度分析し、収入確保に向けた取り組みを実施します。 ● 利用者満足度調査、個別面談(モニタリング)などを通じて、定期的な利用者満足の聴取・分析・分析結果の評価を行ない、サービスの改善につなげていきます。

[3] 令和5年度敬愛園デイサービスセンター事業計画

1. 事業方針

- (1) 在宅の要援護高齢者等に対し、通所によって各種福祉サービスを提供し、利用者の福祉向上と家族の介護負担の軽減に努めます。
- (2) 特別養護老人ホーム並びに老人介護支援センター、地域包括支援センターとの連携のもとに要援護高齢者とその家族に対する援助体制づくりに努めます。
- (3) 在宅福祉施策の総合的推進と地域包括ケアシステムの構築のために、行政をはじめ地域の関係機関、団体との連携に努め、在宅福祉サービスの一翼を担います。
- (4) 社会福祉法人立正会・第四次中長期経営計画(2019年度～2023年度)後期計画に基づき、最終年度として取り組み、評価・見直し等を実施し、第五次中長期経営計画(2024年度～2028年度)の策定に繋げていきます。

2. 重点目標

通所介護事業	<ol style="list-style-type: none"> ① レクリエーション等利用者サービスの充実・向上を図るため、年間計画及び月間計画を作成し実施します。 ② 個別ニーズに応えられるよう通所介護計画を作成し実施するとともに定期的な評価を行います。 ③ 利用者アンケートを実施し、利用者・家族のニーズに応えたサービスを提供できるよう工夫と改善を行います。 ④ 居宅介護支援事業所、包括支援センターとの情報共有、連携を深め、利用率90%以上を達成できるよう利用者確保を図り、地域福祉の向上に寄与します。 ⑤ 北上市介護予防・日常生活支援総合事業における北上市介護予防通所介護サービスによる通所介護サービスの提供を行い、利用者の生活機能維持、向上に努めます。
健康維持促進 感染症予防	<ol style="list-style-type: none"> ① 利用者の心身の障害、疾病を理解するとともに、家族、主治医、協力医療機関との連携のもと、適切な治療・健康維持に努めます。 ② 新型コロナウイルス感染症予防に関する対応を（手洗い、うがい、消毒の徹底）を行います。その他（インフルエンザ・食中毒）の感染症予防に努めます。
研修	<ol style="list-style-type: none"> ① 外部研修＝利用者サービスの質の向上のために、援助技術習得等を目的とした研修に職員の50%以上の参加を目標とします。 ② 内部研修＝老人福祉施設職員としての自覚とともに、福祉サービス提供者としての資質の向上を図るために、認知症ケア、プライバシー保護、身体拘束排除等の研修を計画的に年5回以上開催します。
運営管理	<ol style="list-style-type: none"> ① 効率的な事業運営に努めて収支の均衡を図り、健全な経営を目標とします。利用者登録増を図り、利用率向上を目指します。 ② グループホームと連携し、安定した運営を行います。 ③ 利用者・家族・地域住民を支える地域支援の拠点としての機能を構築していきます。（地域に向けた介護相談会を実施します。）
経営管理	<ol style="list-style-type: none"> ① 事業計画の「目標と業務内容」に沿ったサービスの提供を実施します。 ② 事業所の定員・稼働状況を都度分析し、収入確保に向けた取り組みを実施し、加算取得の状況も精査します。 ③ 利用者満足度調査、個別面談などを通じて、定期的な利用者満足度の聴取・分析・分析結果の評価を行ない、サービスの改善につなげていきます。

[4] 令和5年度グループホームけいあい事業計画

1. 事業方針

グループホーム（認知症対応型共同生活介護）は、利用者に少人数による共同生活の「お家」を提供すると共に、介護や生活支援を通して、安心とくつろぎの生活の場を提供します。

職員（スタッフ）は、利用者及び家族の思いを尊重し、共同生活の一員として、常に利用者の立場に立った援助に努めます。

- (1) 利用者が安心して「ふつうの暮らし」を送れるよう、家庭的な生活環境づくりに努めます。
- (2) 「認め合い」「支え合い」「助け合い」のあたたかい相互関係づくりに心がけます。
- (3) 役割参加、生きがい活動を通して、自立生活に向けて援助します。
- (4) 利用者と家族のきずなを深めるとともに、地域住民等との関係づくりに努めます。
- (5) 社会福祉法人立正会・第四次中長期経営計画(2019年度～2023年度)後期計画に基づき、最終年度として取り組み、評価・見直し等を実施し、第五次中長期経営計画(2024年度～2028年度)の策定に繋げていきます。

2. 重点目標

生活援助 介 護	<ol style="list-style-type: none"> ① 利用者の心身の状況や希望を尊重し、訴えや不安感の受容に努めます。 ② おちついて安心して暮らせる環境(人権とプライバシーの尊重、仲間づくり、役割、居心地等)づくりに留意します。 ③ 利用者・家族の参画を得て、その意向や日常生活自立度にそった介護サービス計画づくりに取り組みます。(3～6ヶ月毎)
健康維持 感染症予防	<ol style="list-style-type: none"> ① 利用者の心身の障害、疾病を理解するとともに、家族、主治医、協力医療機関との連携のもと、適切な治療・健康維持に努めます。 ② 新型コロナウイルス感染症予防に関する対応を(手洗い、うがい、消毒の徹底)を行います。その他(インフルエンザ・食中毒)の感染症予防に努めます。
食 生 活	<ol style="list-style-type: none"> ① 利用者の役割参加の場として、調理活動を大切に、季節感と栄養バランスに配慮した食生活に留意します。 ② 食中毒予防及び食品衛生管理に留意します。
研 修	<ol style="list-style-type: none"> ① 認知症高齢者の心理・行動の理解等の学習に取り組みます。 (毎月のケース検討、学習会) ② 他施設研修・専門研修へ参加し、研鑽を深めます。 ③ 認知症ケアに関する公的研修(管理者、従事者)の受講及び資格取得を奨励します。
運営管理	<ol style="list-style-type: none"> ① 「敬愛園福祉オンブズマン」及び「地域密着型サービス外部評価」「介護サービス情報の公表」を実施すると共に、それらの評価や意見を参考にしてサービスや運営の質的向上に努めます。 ② 「運営推進会議」を開催し、利用者の家族や地域の関係機関・住民・ボランティア等との連携に努めます。 ③ 火災等の非常災害に備えると共に、災害時における通報・連携体制を整備します。 ④ 敬愛園デイサービスセンターと連携し、安定した運営を行います。 ⑤ 利用者・家族・地域住民を支える地域支援(認知症の啓発活動、相談支援活動)の拠点として認知症カフェを活動の柱とし包括支援センターと連携して、機能の強化(開催回数増等)を図っていきます。 ⑥ 経営健全化に向けた財政基盤の確保として、利用率100%を目指します。
経営管理	<ol style="list-style-type: none"> ① 事業計画の「目標と業務内容」に沿ったサービスの提供を実施します。 ② 事業所の定員・稼働状況を都度分析し、収入確保に向けた取り組みを実施します。 ③ 利用者満足度調査、個別面談などを通じて、定期的な利用者満足度の聴取・分析・分析結果の評価を行ない、サービスの改善につなげていきます。

[5] 令和5年度敬愛園老人介護支援センター事業計画

1. 事業方針

- (1) 在宅の要援護高齢者及びその家族の各種の相談に応じ、適切なサービスの提供・紹介・助言等を行います。
- (2) 地域包括支援センター並びに特別養護老人ホームやデイサービスセンターとの連携のもとに在宅老人と家族に対する援助体制づくりに努めます。
- (3) 地域共生社会(制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「わが事」として参画し人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会)の実現に向けて、行政及び保健医療・福祉サービス関係機関との連携を図ります。
- (4) 介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)について引き続き理解を深め、地域の人的支援・社会資減を活用し利用者のニーズにあった柔軟な対応が出来るように努めます。
- (5) (5) 社会福祉法人立正会・第四次中長期経営計画(2019年度～2023年度)後期計画に基づき、最終年度として取り組み、評価・見直し等を実施し、第五次中長期経営計画(2024年度～2028年度)の策定に繋げていきます。

2. 重点目標

居宅介護支援事業 (介護予防支援事業)	① 「自立支援」「生活の質の向上」を目指した「介護(予防)計画」の作成に努め、利用者の人格を尊重し、利用者の選択に基づいた、適切な介護サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう調整を行います。 ② 「介護(予防)計画」作成件数において <u>月平均170件以上となるよう</u> 取り組み、地域福祉の向上に寄与します。
研修	① 外部研修＝適切な「介護(予防)計画」の作成ができるよう制度やサービス、援助技術等の研修に職員の50%以上の参加を目標とします。 ② 内部研修＝老人福祉施設職員としての自覚とともに、福祉サービス提供者としての資質の向上を図るために、認知症ケア、プライバシー保護、身体拘束排除等の研修をデイサービスセンターと共に計画的に年5回以上開催します。月1回の支援センター会議を開催し担当以外の利用者の情報を共有します。ケース検討会も実施し他者の事例を通じて自らの支援のあり方を客観視でき、ケアマネの資質や姿勢、技術などを再確認する機会をつくりより良い支援を行う為のスキルアップにつなげます。
健康維持促進 感染症予防	① 利用者の心身の障害、疾病を理解するとともに、家族、主治医、協力医療機関との連携のもと、適切な治療・健康維持に努めます。 ② 新型コロナウイルス感染症予防に関する対応を(手洗い、うがい、消毒の徹底)を行います。その他(インフルエンザ・食中毒)の感染症予防に努めます。
運営管理	① 福祉・介護ニーズの把握に努め、居宅サービス利用者の掘り起しを行います。 ② 業務分掌を見直し、効率的に業務を進められる様に努めます。
経営管理	① 事業計画の「目標と業務内容」に沿ったサービスの提供を実施します。 ② 事業所の定員・稼働状況を都度分析し、収入確保に向けた取り組みを実施し、引き続き <u>特定事業所集中減算を回避</u> します。 ③ 利用者満足度調査、個別面談などを通じて、定期的な利用者満足度の聴取・分析・分析結果の評価を行ない、サービスの改善につなげていきます。

[6]令和5年度事業計画書

地域包括支援センター北上中央

1 基本情報

名称	地域包括支援センター北上中央		
所在地	北上市大堤西2-6-5		
法人名	社会福祉法人立正会		
管理者	伊藤和子		
職員体制 (令和5年4月1日現在)	保健師その他これに準ずる者		1 人
	社会福祉士その他これに準ずる者		1 人
	主任介護支援専門員その他これに準ずる者		1 人
	認知症地域支援推進員		1 人
	生活支援コーディネーター		1 人
	その他()		人

2 担当地域情報 (各種データは令和4年9月末現在)

担当地区	相去地区、鬼柳地区		
行政区	相去1~11区、鬼柳1~5区		
人口	13,639 人		
65歳以上人口	3,594 人	65歳以上高齢化率	26.4 %
75歳以上人口	1,752 人	75歳以上高齢化率	12.8 %
一人暮らし高齢者数	773 人		
要支援認定者数	193 人	要支援認定率	5.4 %
要介護認定者数	448 人	要支援認定率	12.5 %
居宅介護支援事業所	3 か所		
居宅系サービス事業所	11 か所		
施設系サービス事業所	5 か所		
地域密着型サービス事業所	6 か所		
病院・診療所	5 か所		
歯科診療所	3 か所		
薬局	4 か所		
自治公民館	41 館		
ふれあいデイサービス	20 か所		
地域特性 地域の現状と課題	<p>〈相去地区〉 相去は世帯数の約半数以上を占める大堤地域と、準農村世帯の相去地区に大別される。農村地域は地域内での助けあいもあるが、後期高齢者も増加している。 また公営住宅は高齢化も進んでおり、身内との関りが希薄であったり、身内がいても疎遠になり、支援が受けられない高齢者も多くなっている。更には住宅の老朽化が顕著となっていることも課題である。</p> <p>〈鬼柳地区〉 農村地帯ではあるが、年々宅地開発が進み人口流入も倍増している。若い年齢層も比較的多いが、昔から地域に住んでいる高齢者世帯との二分化が進んでいる。 昔からの農村地帯では地域の繋がりが深く、支えあう関係が出来ているが、支える側、支えられる側のどちらも高齢化が進んでいる。</p> <p>〈共通課題〉 ・交通の便が悪く、乗合タクシーや鬼丸号などの資源もあるが、利用が不便であるとの声も多い。 ・スーパーや商店が少なく買い物の支援を望む声もあるが、ニーズの把握が必要。</p>		

3 事業計画

(1)重点事業

重点事業 1	地域の担い手が活躍できる地域づくり	
	計画	生活支援コーディネーターを中心として住民主体で行っている団体やグループ、ご近所お助けサポーター受講者との繋がりを持ち、住民と一緒に地域課題やその課題を解決するために、必要な資源を考え開発に取り組んでいく。
重点事業 2	活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・サポーター養成講座受講者との繋がりを持続していく。 ・個別訪問、地域の行事に参加する。 ・関係機関のみならず地域にある商店、飲食店、理美容店、見守りネットに加入している企業、地区の婦人部など新しいつながり先を開発していく。
	閉じこもりがちな人も外に出たくなるような居場所作り	
重点事業 2	計画	コロナ禍の活動自粛期間による、認知機能、身体機能の低下を防いでいく。活動再開に合わせて、その居場所づくりや活動内容を充実させ継続できるように工夫する。
	活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住民主体への移行も視野に入れながら、子育て支援団体「わらすば」でのサロンを継続し気軽に集える居場所作りを行う。 ・お茶の間や公民館単位で、きたかみいきいき体操のグループを相去、鬼柳それぞれで2ヶ所以上立ち上げる。 ・実態把握訪問等により地域にある小さな単位での支え合いやネットワークを把握する。

(2)各業務

	計画	活動内容・活動量
共通事項	<p>(ア)事業計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長寿介護課からの運営方針に基づき、地域課題の分析を行い、実情に応じた計画を策定する。 <p>(イ)関係機関等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察、消防署、医療機関、保健所、在宅医療介護連携支援センター、社会福祉協議会、居宅介護支援事業所、介護サービス事業所と顔の見える関係作りを行う。 <p>(ウ)地域との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生児童委員、福祉協力員、社会福祉協議会支部、それぞれの地域の協力者との交流を深め、情報を共有する。 <p>(エ)広報活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チラシを作成し個別訪問及び関係機関、地域に配布し広報を行う。 <p>(オ)法令の順守と個人情報の保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護や福祉の関係法令の他、労働等の関係法令の遵守を徹底する。個人情報保護については情報の漏洩防止、第三者への情報提供のルールなどの内部規定やセキュリティ体制の徹底を図る。 <p>(カ)居宅介護支援事業所との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の継続的な支援のために、居宅介護支援事業所と情報共有を図る。 	<p>(ア)年1回策定</p> <p>(イ)各機関を訪問、地域ケア会議を年2回行う。</p> <p>(ウ)民生児童委員定例会に月1回参加、社会福祉協議会相去、鬼柳支部と1年に1回情報交換会を行う。</p> <p>(エ)随時</p> <p>(オ)日々管理の徹底を図る。年1回法人のマニュアルに応じて勉強会をする。</p> <p>(カ)圏域内の居宅介護支援事業所を月1回訪問する。年5回エリア内研修を開催する。</p>
総合相談支援業務	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の高齢者の生活実態、必要な支援など把握すると共に相談に対して適切な保健、医療、介護サービス及び関係機関との連携を図り制度の利用に繋げることが出来るように努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関、介護事業所、民生委員、地域における様々な関係機関との情報交換を行い地域ケア会議を開催する(年2回) ・高齢者の実態把握訪問を行う(月40件)

	計画	活動内容・活動量
権利擁護業務	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護や高齢者虐待について関係機関、民生委員等への情報提供、情報共有を継続する。65歳以下で身よりがなく、セルフネグレクトと思われる相談も増えているため、早い段階で包括へ相談が繋がるようなネットワーク・仕組み作りに努める。 ・身近な事を話題にしなが、権利擁護を自分の事として感じてもらえるよう、認知症地域支援推進員、看護師など他職種とも連携しながら周知をしていく。そこから心づもり勉強会の開催、きぼうノートの活用に繋げていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域内の居宅介護支援事業所、サービス事業所向けに高齢者虐待・セルフネグレクトについての勉強会・意見交換会を年2回開催する。 ・2ヶ月に1回程度、民生委員定例会に向いて情報収集を行う。 ・住民主体のサロン、「わらすば」サロンに3ヶ月に1回程度訪問し、権利擁護についてのミニ講話を実施する。相去・鬼柳地区それぞれで1回ずつ心づもり勉強会の開催を目指す。
包括的・継続的ケアマネジメント業務	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域内の介護支援専門員の課題やニーズを把握し適切なケアマネジメントを行うことが出来るよう支援する。 ・圏域内の介護支援専門員、サービス事業所、他職種、民生委員との連携を深めると共に地域資源の共有・発見及び開発に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて地域ケア会議、個別のケース会議を開催する。 ・圏域内のネットワーク研修を年5回開催する。
介護予防・日常生活支援総合事業・介護予防支援事業における介護予防ケアマネジメント業務の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者自身の望む生活に近づけるよう、本人の意欲を引き出すアセスメント、ケアプラン作成の技術を身につける。 ・介護予防、総合事業対象者の状態が出来る限り維持できるよう、フレイル予防等の情報提供を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防ケアマネジメント関連の研修に積極的に参加する。 ・看護師を中心として、月40件お元気訪問を実施。高齢者の状況確認と、健康維持の方法について情報提供を行う。
医療介護連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・医療・介護を必要とする高齢者が、適時適切な支援が受けられるように医療機関、MSW、薬局と情報交換し連携を図る。 ・認定看護師や健康づくり課の保健師等と連携を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅情報、医療介護連携シートを活用し情報交換を行う。 ・圏域内の医療機関、薬局を年3回以上訪問し顔の見える関係を維持していく。 ・在宅で生活されている方の健康維持に役立つ情報(栄養・口腔機能改善等)を提供する。 ・医療機関等の企画する研修・会議に積極的に参加する。 ・中部ネットワークの活用。
認知症施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の早期発見、早期受診に繋がられるよう民生委員などと連携を深め、実態把握に努める。 ・認知症当事者に対する対応の仕方や支え合いなどについて理解していただくため、認知症サポーター養成講座やミニ勉強会を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・月40件実態把握を行う。 ・認知症サポーター養成講座を年5回以上開催する。 ・地域サロンを活用し、認知症についてのミニ勉強会を年3回以上開催する。
生活支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・社協本部・支部と情報交換を行い、連携しながら地域の課題、ニーズを掘り起こす。 ・おたすけサポーター養成講座受講者との繋がりを深め、できることから検討していく。 ・企業、団体等と地域づくりの必要性について理解を深めることができるように継続し繋がっていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・商店、理美容店訪問継続 通年 ・いきいき体操の立ち上げ 相去・鬼柳:各2ヶ所以上 ・地域の団体・企業と共有し、座談会 2回/年開催する。 ・おたすけサポーター養成講座新規受講者 3名以上 募る。 ・おたすけサポーター養成講座受講者の活動の場 2ヶ所以上立ち上げる。
地域ケア会議の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に地域ケア会議を開催し、関係機関、民生委員、地域の協力者、地域住民とのネットワーク構築する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相去、鬼柳地区それぞれで年6回地域ケア会議を開催し、地域課題の分析や資源の把握に努める。 ・困難事例ケースに関しては必要時個別地域ケア会議を開催する。
独自の工夫・独自事業等	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援団体「わらすば」など、高齢者以外の分野で活動している団体と繋がり、介護予防・生活支援の資源開発と一緒に取り組んでいく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者のみならず子供や障害を抱えておられる方など自由に集える居場所作りのため月1回以上ミーティングを行う。

[7] 養護老人ホーム北星荘事業計画

1 事業方針

- ・法人の理念「敬愛」に基づき、利用者の尊厳維持と権利擁護に努めます。
- ・新型コロナウイルス等感染予防対策を講じ、利用者お一人おひとりが、安心して生きがいある生活を送ることができるよう支援をします。

2 事業の重点目標

1) 【処遇方針検討表（個別支援計画）の作成と個々の生活課題に即した支援】

処遇方針検討表（個別支援計画）の作成・見直しは利用者を主体に、多職種協働で行います。作成した計画に基づき、身の回りの行為の自立に向けての支援、生活づくりへの参加の援助、精神生活の充足に向けての援助等を行い利用者の生活の質の向上を目指します。

2) 【セーフティーネットとしての役割の遂行】

利用者が抱える生活課題は多様化しており、その課題の解決にはソーシャルワーク機能の強化が必要不可欠です。新型コロナウイルス感染症予防の中で増えるオンライン研修の活用促進はじめ、内外の研修等を通じて職員の資質向上を図り、利用者支援の実践に結び付けていきます。

3) 【リスクマネジメント】

事故防止については、ヒヤリハットをタイムリーに共有し、未然防止策を講じる事ができるように改善を図ります。また、言葉による拘束を含む全ての身体拘束を行わない生活支援・介護の徹底に努めます。

苦情・要望については利用者がより声を挙げやすい場づくり・雰囲気づくりに努めます。

感染症や災害のリスクに対しては、衛生委員会、防災委員会を中心に計画を立て取り組みます。

4) 【生きがいの支援】

余暇活動や介護予防活動については、利用者の心身の状態低下に応じて柔軟な発想と創意工夫が求められます。利用者の高齢化に伴う要介護者への対応のウエイトが高くなっておりませんが、介護と同時に「生きがいの支援」について、今後のあり方を再考し、既存の活動の評価・見直しの上で、新たな活動の創出につなげます。

5) 【感染症を施設に持ち込まない。疾病の予防と早期発見、早期治療への支援】

利用者の健康状態を把握し、疾病の予防に努めます。医務を中心に各職種が連携・協働を図り、穏やかな生活を送れるように支援します。

※特にも新型コロナウイルス感染症については、利用者、ご家族に直接の面会の制限を長期にわたってお願いしており、全職員が「利用者、家族のやりきれない思い」を忘れずに、職員、利用者、ご家族一人一人が日々の予防の基本の徹底に努めながら、窓越し面会やオンライン面会のみならず、機を逃さずに直接の面会や外出が出来るよう、関係機関と連携を図り努めます。

6) 【豊かな食生活への支援】

栄養バランスを考えた食事を、疾患や嚥下能力を考慮し提供します。何より、経口摂取が維持され「食の楽しみ」を持ち続けて頂けるように、日々の口腔ケアに努めます。

7) 【居室（個室）内の環境整備から始まる快適生活空間整備への支援】

利用者にとっての「自分だけの居場所」である居室が、居心地の良い場所となるよう、利用者のベッド周りから、居室、食堂、談話スペース、花壇、庭、スタッフステーションを始め倉庫等、職員全員が整理整頓に心がけ、清潔で安全で安心して生活頂ける環境整備に努めます。

※特にも、居室と花壇、庭については、利用者と語り合いながら一緒に取り組みます。

8) 【法人内施設・事業所との連携】

介護ニーズが高くなっても、介護保険制度の在宅サービスを利用し、住み慣れた居場所、馴染の人達がいる場所での生活が継続出来るよう連携を強化します。

9) 【経営の安定が利用者・職員の暮らしを支える指標となる事を全職員で確認しながらの福祉実践】

福祉事務所、地域包括支援センター等との連携を強化し、養護老人ホームの利用を必要とされておられる方の把握と速やかな支援の提供に努め、月の初日の在籍率99%以上を目指します。

また、疾病の早期発見、早期治療、及び、転倒事故防止等による入院者数の減少に努め、在荘率96%以上の利用目標を全ての職員で共有し業務に臨みます。

[8] ケアハウス北星荘事業計画

(特定施設入居者生活介護事業・北星荘短期入所生活介護事業)

1 事業方針

- ・法人の理念「敬愛」に基づき、施設利用者の尊厳維持と権利擁護に努めます。
- ・新型コロナウイルス等感染予防対策を講じ、利用者お一人おひとりが、安心して生きがいある生活を送ることができるよう支援をします。

2 事業の重点目標

1) 【ケアプランに基づく個々の生活課題に即した介護サービスの提供と生活支援】

ケアプランの作成・見直しは、利用者を主体とし家族の参画を得た上で、多職種協働で行います。作成した計画に基づき、身の回りの行為の自律に向けての介護、生活づくりへの参加の援助、精神生活の充足に向けての援助等を行い利用者の生活の質の向上を目指します。

2) 【早めの住み替えから終の棲家までの役割を担う】

利用者の平均年齢は90歳に近づいておられます。ケアハウスで看取りの時を迎えられる方も増えておられます。利用者が安心して過ごせるよう寄り添うケアを実践します。そのためにオンライン研修の活用促進はじめ、内外の研修等を通じて職員の資質向上を図り、利用者支援の実践に結び付けていきます。

3) 【リスクマネジメント】

事故防止については、ヒヤリハットをタイムリーに共有し、未然防止策を講じる事ができるように改善を図っていきます。また、言葉による拘束を含む全ての身体拘束を行わない生活支援・介護の徹底に努めます。

苦情・要望については利用者がより声を挙げやすい場づくり・雰囲気づくりに努めます。

感染症や災害のリスクに対しては、衛生委員会、防災委員会を中心に計画を立て取り組みます。

4) 【生きがいの支援】

余暇活動や生活リハビリについては利用者の心身の状態低下に応じて柔軟な発想と創意工夫が求められます。介護と同時に「生きがいの支援」について、今後のあり方を再考し、既存の活動の評価・見直しの上で、新たな活動の創出につなげていきます。

5) 【感染症を施設に持ち込まない。疾病の予防と早期発見、早期治療への支援】

利用者の健康状態を把握し、疾病の予防に努めます。医務を中心に各職種が連携・協働を図り、穏やかな生活を送れるように支援します。

※特にも新型コロナウイルス感染症については、利用者、ご家族に直接の面会の制限を長期にわたってお願いしており、全職員が「利用者、家族のやりきれない思い」を忘れずに、職員、利用者、ご家族一人一人が日々の予防の基本の徹底に努めながら、窓越し面会やオンライン面会のみならず、機を逃さずに直接の面会や外出が出来るよう、関係機関と連携を図り努めます。

6) 【豊かな食生活のへ支援】

栄養バランスを考えた食事を、疾患や嚥下能力を考慮し提供します。何より、経口摂取が維持され「食の楽しみ」を持ち続けて頂けるように、日々の口腔ケアに努めます。

7) 【居室（個室）内の環境整備から始まる快適生活空間整備への支援】

利用者にとっての「自分だけの居場所」である居室が、居心地の良い場所となるよう、利用者のベッド周りから、居室、食堂、談話スペース、花壇、庭、スタッフステーションを始め倉庫等、職員全員が整理整頓に心がけ、清潔で安全で安心して生活頂ける環境整備に努めます。

※特にも、居室と花壇、庭については、利用者と語り合いながら一緒に取り組みます。

8) 【短期入所事業（介護保険適用事業）の存続を図ります。】

職員体制の不足により、利用制限せざるを得ない状況が続いております。しかしながら、北星荘の短期入所を必要とされている地域ニーズに応えてゆくことが出来るよう、職員の確保と業務内容の創意工夫に取り組みます。

9) 【法人内施設・事業所との連携】

サービスの充実と効率的な施設運営を目的として、併設の養護老人ホームを中心に施設間連携の在り方について検討と見直しの上で、相互の連携体制の構築に努めます。

10) 【経営の安定が利用者・職員の暮らしを支える指標となる事を全職員で確認しながらの福祉実践】

居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等との連携を強化し、サービスを必要とされておられる方の把握と速やかな利用の提供に努め、月の初日の在籍率99%以上を目指します。

短期入所事業については、職員体制を強化し1日8名程度の稼働率を目指します。

また、疾病の早期発見、早期治療、及び、転倒事故防止等による入院者数の減少に努め、在荘率96%以上の利用目標を全ての職員で共有し業務に臨みます。

[9] 北星荘デイサービスセンター事業計画

1 事業方針

- ・法人の理念「敬愛」に基づき、利用者の個人の尊厳と権利擁護に努めます。
- ・新型コロナウイルス等感染予防対策を講じ、利用者お一人おひとりがプライバシーとプライドを保持し、生きがいある在宅での生活を送ることができるよう、利用者の立場を正しく理解し、丁寧な介護サービスを提供します。
- ・利用者、ご家族に、利用が待ち遠しいと思っ頂けるサービスの提供を目指します。

2 事業の重点目標

1) 【ケアプラン及び通所介護計画書に基づく介護サービスの提供】

在宅等の要介護者に対して、利用者主体でご家族、担当ケアマネージャー等と連携を取って介護ニーズを適切に判断しながら、各利用者の生活を支えていくための適時適切な通所介護サービスの提供に努めます。

2) 【個別ケアの実践・ご家族への支援】

利用者の身体状態・認知症の症状等をもとに事例検討を行い、知識や理解を深め、共通認識をもつ上で適切なケアに努めます。ご家族との接点を持ち、専門的な視点から在宅生活を支えます。

3) 【リスクマネジメント】

事故防止については、ヒヤリハットをタイムリーに共有し、未然防止策を講じる事ができるように改善を図っていきます。また、言葉による拘束を含む全ての身体拘束を行わない生活支援・介護の徹底に努めます。

デイサービスに必須の利用者の送迎に際しては、安全運転に万全を期すために、送迎ルート上の危険個所の共有はじめ、職員一人ひとりの事故の予見能力の向上と実践に努めます。

苦情・要望については利用者がより声を挙げやすい場づくり・雰囲気づくりに努めます。

感染症や災害のリスクに対しては、衛生委員会、防災委員会を中心に計画を立て取り組みます。

4) 【生きがいの支援】

レク活動や介護予防活動については利用者の心身の状態低下に応じて柔軟な発想と創意工夫が求められます。介護と同時に「生きがいの支援」について、今後のあり方を再考し、既存の活動の評価・見直しの上で、新たな活動の創出につなげていきます。

5) 【感染症を事業所に持ち込まない。疾病の予防と早期発見、早期治療に向けての支援】

利用者の健康状態を把握し、疾病の予防に努めます。医務を中心に各職種が連携・協働を図り、穏やかな生活を送れるように支援します。

※特にも新型コロナウイルス感染症については、事業所での職員、利用者の感染者の発生があった場合、感染拡大を防ぐためにサービスの一時休止を余儀なくされることとなり、それは利用者、ご家族の生活支援に大きな影響をもたらすことであり、全職員はそれを常に忘れずに、職員、利用者、ご家族一人一人が日々の予防の基本の徹底に努めながら、サービスの提供を滞りなく継続してゆけるよう関係機関と連携を図り努めます。

6) 【食の楽しみの支援】

栄養バランスを考えた昼食を、疾患や嚥下能力を考慮し提供します。選択食や季節の行事食等、「食の楽しみ」を持てるように栄養士等と連携を図っていきます。

7) 【法人内施設・事業所との連携】

介護ニーズが高くなっても、住み慣れた居場所、馴染の人達がいる場所での生活が継続出来るよう、併設の養護老人ホーム、訪問介護事業所等との連携を強化します。

8) 【経営の安定が利用者・職員の暮らしを支える指標となる事を全職員で確認しながらの福祉実践】

居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等との連携を強化し、通所介護の利用を必要とされておられる方の把握と速やかなサービスの提供に努め、新規登録者を増やし、1日平均23名以上、利用率90%以上の利用目標を全ての職員で共有し業務に臨みます。

[10] 北星荘訪問介護事業所事業計画

1 事業方針

- ・法人の理念「敬愛」に基づき、利用者の個人の尊厳と権利擁護に努めます。
- ・新型コロナウイルス等感染予防対策を講じ、利用者お一人おひとりが、生きがいある生活を送ることができるように、利用者の立場を正しく理解し、丁寧な介護サービスを提供します。
- ・利用者の思いに耳と心を傾け、継続的な改善を推進し、サービスの向上を図り、利用者の安心・安全を実現します。

2 事業の重点目標

- 1) 【ケアプラン及び訪問介護計画書に基づく介護サービスの提供】

在宅等の要介護者に対して、利用者主体でご家族や担当ケアマネージャー等と連携を取って介護ニーズを適切に判断しながら、各利用者の生活を支えていくための適時適切な訪問介護サービスの提供に努めます。
- 2) 【介護を受けなければ生活が成り立たない利用者の気持ちに寄り添える職員の養成】

重度の要介護状態、更には看取り介護を受けられる方も増えておられます。利用者が安心して過ごせるよう寄り添うケアを実践します。そのためにオンライン研修の活用促進はじめ、内外の研修等を通じて職員の資質向上を図り、良質で均質な介護の提供に結び付けていきます。
- 3) 【リスクマネジメント】

事故防止については、ヒヤリハットをタイムリーに共有し、未然防止策を講じる事ができるように改善を図っていきます。また、言葉による拘束を含む全ての身体拘束を行わない介護の徹底に努めます。

特にも、訪問介護は、単身で利用者宅等へ訪問し介護サービスを提供するため、サービス提供責任者が中心となって担当ケアマネージャーと連携を取って、利用者の人権を守るための内部牽制の強化に努めます。

苦情・要望については、利用者がより声を挙げやすい仕組みづくり・雰囲気づくりに努めます。

感染症や災害のリスクに対しては、衛生委員会、防災委員会を中心に計画を立て取り組みます。
- 4) 【訪問先に感染症を持ち込まない。疾病の予防と早期発見、早期治療に向けての支援】

利用者の健康状態を把握し、疾病の予防に努めます。ケアマネージャー、家族はじめ、関係者と連携・協働を図り、穏やかな生活を送れるように支援します。

※特にも新型コロナウイルス感染症については、全職員が「利用者の暮らしの場に感染症を持ち込まない」という意識を常に忘れずに、一人一人が日々の予防の基本の徹底に努めます。
- 5) 【法人内施設・事業所との連携】

介護ニーズが高くなっても、住み慣れた居場所、馴染みのある人達がいる場所での生活が継続出来るよう、養護老人ホーム、デイサービスセンター等との連携を強化します。
- 6) 【経営の安定が利用者・職員の暮らしを支える指標となる事を全職員で確認しながらの福祉実践】

ケアマネージャー、居宅介護支援事業所、そして養護老人ホームとの連携を強化し、訪問介護を必要とされておられる方の把握と速やかなサービスの提供に努めます。